

## 第4次吉富町行政改革実施計画進捗状況

### ●一般行政関係

【】内分類は集中改革プランの分類

備考) △:検討 ○:実施 →:継続

1. 事務事業の見直し関係 (1)事務事業の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

※平成20年4月1日産業経済課と建設課を統合し「産業建設課」を設置したことにより、所管欄の産業経済課と建設課を産業建設課で表示()内に旧所管課を記載

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標											進捗状況	
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
枠配分型予算編成の導入	積み上げ型予算には財源の限界があり、予算の配分を行うことにより適正規模の執行を行うことを目的とする。	1	新規	平成20年度当初予算から試行予定 予算規模の適正化を目指す	企画財政課	—	—	△	○	→	平成19年度は、将来にわたり安定した財政基盤を確立するため、12月25日付で吉富町財政健全化計画を策定した。計画策定に当たっては、事務事業評価シートを新たに導入し、全ての事務事業、負担金補助金等の必要性、効果等を精査することにより、具体的な数値目標を掲げた。今後はこの計画により予算を編成していく。枠配分型予算編成は、平成21年度当初予算編成において、財政健全化計画に基づいての施行を目指す。	平成21年度当初予算の編成においては、枠配分型予算の試行として、事前に各課から新規事業の予算要求額を調査することにより、事業に優先順位を付した。これにより財源不足で実施の見通しが立たない優先順位の低い新規事業については、事業内容の見直しや他の事業経費の削減により予算付けしたもの、また予算計上に至らなかったものもあった。
町税の口座振替	収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。	2	継続	一般税口座振替の推進	税務課	38% (33.34%)	40% (35.25%)	40%	40%	40%	◎平成20年2月現在 一般税34.42%(住民税33.59%、固定資産税43.37%、軽自動車税25.32%) 国保税52.22%(775世帯/1,484世帯) 昨年度同様各種文書及び役場窓口来庁時に口頭にて口座振替をPRするなど引き続き口座振替の推進に努めた。 ・防災行政無線での納期お知らせの際、口座振替をPR。 ・口座振替をPRした窓口封筒を使用。 ・納税通知書や督促状の送付の際、口座振替PR封筒を使用。 ・督促納付書による窓口納税者に口座振替を勧めた。 ・臨戸徴収の際、口座振替を勧めた。 ・国保新規加入者に口座振替を勧めた。 平成19年度は特に、個別面談者の分納誓約に伴う納付については口座振替を原則に推進した。	◎平成21年2月現在 一般税33.98%(住民税32.35%、固定資産税43.23%、軽自動車税24.34%) 国保税48.76%(512世帯/1,050世帯) ※国保税の口座振替率が低下しているのは、平成20年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の開始に伴い、75歳以上の国保加入者がこの制度に移行し、かつ制度移行対象者に口座振替者が多かったことが要因と考えられる。 昨年度同様各種文書及び役場窓口来庁時に口頭にて口座振替をPRするなど引き続き口座振替の推進に努めた。 平成20年度は、特に確定申告時において口座振替の推進を課員一同が強力に行う。 ・防災行政無線での納期お知らせの際、口座振替をPR。 ・口座振替をPRした窓口封筒を使用。 ・納税通知書や督促状の送付の際、口座振替PR封筒を使用。 ・督促納付書による窓口納税者に口座振替を勧めた。 ・臨戸徴収の際、口座振替を勧めた。 ・国保新規加入者に口座振替を勧めた。 平成20年度は昨年同様、個別面談者の分納誓約に伴う納付については口座振替を原則推進した。
			継続	国保税口座振替の推進	健康福祉課 税務課	55% (48.99%)	60% (50.24%)	55%	58%	60%		
住宅料・保育料の口座振替	収納率の向上に向けて、引き続き口座振替を推進する。	4	継続	住宅料の口座振替の推進	健康福祉課	57% (52.1%)	60% (56.2%)	57%	58%	60%	◎平成20年2月末 56.0%(89戸/159戸) ・新規入居者に対して口座振替を推進。 ・滞納者に対し口座振替の推進強化。	◎平成21年2月末 56.9%(90戸/158戸) ・新規入居者に対して口座振替を推進。
			継続	保育料(町外保育所入所者のみ)口座振替の推進	健康福祉課	25% (39.5% 17人/43人)	30% (57.1% 28人/49人)	58% (62.2% 33人/53人)	58% (76.4% 26人/34人)	60%		
納期前納付に対する報奨金の削減	制度の初期の目的である税収の早期確保と納税意識の向上という目的は達成されたと思われるので、事業の削減を図る。	6	新規	平成18年度に縮減した納期前納付に対する報奨金を廃止する。現行「100分の0.5」を廃止する	税務課	—	—	△ 周知期間	○	→	平成19年9月条例改正を行い、20年4月1日から納期前納付に対する報奨金の交付は廃止することとした。この廃止により、平成19年度対比2,736千円(2,219件)の削減となる。ただし、納期前納付制度は存続し、更なる徴収率の向上を目指す。	平成20年度から納期前納付に対する報償金の交付を廃止し、これにより平成19年度対比2,736千円の削減が図られた。
敬老記念品対象者の見直し	高齢者の増加が見込まれる中、事業の一部縮小を図る。	7	集中改革プランからの継続	羽毛布団の贈呈対象年齢を現行の88歳以上全員から88歳に限定	健康福祉課	○	→	→	→	→	平成17年度から実施(記念品の額8,000円→10,000円) 平成17年度実績 88歳以上(129人)→88歳(29人) 平成18年度実績 88歳以上(124人)→88歳(25人) 平成19年度実績(記念品の額10,000円→7,000円) 88歳以上(121人)→88歳(28人) 平成19年度実績(記念品の額10,000円→7,000円) 88歳以上(121人)→88歳(28人)	平成17年度から実施(記念品の額8,000円→10,000円) 平成17年度実績 88歳以上(129人)→88歳(29人) 平成18年度実績 88歳以上(124人)→88歳(25人) 平成19年度実績(記念品の額10,000円→7,000円) 88歳以上(121人)→88歳(28人) 平成20年度実績(記念品の額7,000円→5,000円) 88歳以上(125人)→88歳(30人)

		8	集中改革プランからの継続	座布団の配布対象年齢を現行の70歳以上全員から70歳から74歳までに限定	教務課	△ 周知	○	→	→	→	平成18年度から実施 平成18年度実績 70歳以上(1,328人)→70歳～74歳(444人) 平成19年度から敬老会の対象者を75歳以上にしたことに伴い、座布団配布は廃止した。	平成19年度から座布団配布は廃止した。
		9	集中改革プランからの継続	ジャンボタニシは農業者において自主的な駆除を行う	産業建設課 (産業経済課)	△ 周知期間	○	→	→	→	平成18年度から実施し、平成17年度対比76,700円の削減が図られた。	平成18年度から実施し、平成17年度対比76,700円の削減が図られた。
		10	集中改革プランからの継続	講演会等を実施する担当課の連携を図り、全庁的に事業内容、実施回数を検討する。	教務課	○	→	→	→	→	平成17年度実績 年3回実施 支出額 3,582,180円 平成18年度実績 年2回実施 支出額 4,857,000円 平成19年度実績 年2回実施 支出見込額 5,650,000円 今年度は、昨年度まで実施していた健康福祉課事業「健康まつり」の廃止を受け、講演会事業が全庁で教務課のみとなった。 また、平成20年度は宝くじ公演事業を予定しているため、予算措置は見送った。	町の持ち出しを必要としない宝くじ公演事業で落語二人会を開催し、経費については、記録用写真等で7,720円のみ支出であった。 今後は、他事業の廃止に伴い連携はないが、年2回開催を年1回に見直すとともに、事業実施にあたっては、国・県の事業を活用するなど、事業費の軽減に努めていく。
		11	集中改革プランからの継続	国際交流員の設置を廃止する。	教務課	△ 検討	○ 完了	→	→	→	平成18年8月1日で事業廃止。3,018,000円の削減が図られた。	平成18年8月1日事業廃止。
		12	継続	教師・職員間交流や児童間及び児童生徒間交流を行い体験入学・入園及び学校・園訪問を計画的に実施する。 また、地域の教育力を活用した教育活動を積極的に推進するため、町広報に学校紹介等を年2回以上掲載し、理解・協力を得る。	教務課 健康福祉課	○	→	→	→	→	・3月に保育園・幼稚園・小学校連絡会を開催。それに関連し、小学校教諭が各園を訪問。 ・中学3年生が保育士体験学習実施 ・ボランティア活動で中学生が各園を訪問 ・学校紹介については、幼稚園3回、小・中学校各2回広報よしとみに掲載した。	・新1年生の入学の様子を幼・保職員が参観し、教師、職員間交流を実施。 ・3月に保育園・幼稚園・小学校連絡会を開催。それに関連し、小学校教諭が各園を訪問。 ・中学3年生が保育士体験学習実施 ・ボランティア活動で中学生が各園を訪問 ・小学校が教育講演会と研究発表会の開催案内を町内保育所等に配布し、保育士等が参加した。 ・学校紹介については、幼稚園2回、小・中学校各2回広報よしとみに掲載した。
		13	新規	教育・保育の総合的な提供を行うため、町立幼稚園・保育園の今後のあり方について、認定子ども園制度を含めた研究・検討を行う	教務課 健康福祉課	-	-	△	→	○	目標に沿って、関係課及び両園と検討を行い、平成20年4月から吉富保育園内に幼稚園を移転し、施設の共用と保育ならびに教育の連携を図ることとした。	平成20年4月1日幼保一体化施設「こどもの森」を開設、就学前教育の充実を図っている。
		14	継続	・総合的地域スポーツクラブ育成 ・小・中学校のスポーツクラブの連携 ・子どもたちの体力向上の促進 ・生涯スポーツの推進	教務課	○	→	→	→	→	①総合型地域スポーツクラブ育成指定クラブ委託事業の受託 ②子どもたちの体力及び競技力向上の促進として、「吉富アスリート倶楽部」よしとみ運動能力アップ親子塾を開催 ③一般住民の体力向上、健康増進を目的として、「吉富元気アップ倶楽部」を開催 子供たちや保護者、一般住民の「体力向上」と「スポーツ振興」の意識啓発を図った。	(1)スポーツ振興のための環境づくりとして次のことを実施した。 ①町体育協会の組織の見直しと育成 ②町体育協会及び町体育指導委員の連携促進 (2)子どもの体力向上及び少年スポーツ振興として「吉富アスリート倶楽部事業」の充実を図った。 (3)総合型地域スポーツクラブの育成として関係機関・団体等への情報提供及び意識啓発を図った。
		15	継続	水洗化率の目標は、各年供用開始後3年間で70%とする。	上下水道課	○	→	→	→	→	平成16年度分供用開始132戸 3年目で49.2%(65戸) 4年目で52.9%(69戸) 平成17年度分供用開始123戸 2年目で28.5%(35戸) 3年目で33.3%(41戸) 平成18年度分供用開始165戸 1年目で29.1%(49戸) 2年目で42.4%(70戸) 平成19年度分供用開始136戸 1年目で33.1%(45戸) 今後も供用開始に伴う地元説明会の開催や広報等で水洗化を呼びかける。	平成16年度分供用開始132戸 4年目で52.9%(69戸) 5年目で55.3%(73戸) 平成17年度分供用開始123戸 3年目で33.3%(41戸) 4年目で35.0%(43戸) 平成18年度分供用開始165戸 2年目で43.0%(71戸) 3年目で45.5%(75戸) 平成19年度分供用開始136戸 1年目で33.1%(45戸) 2年目で39.7%(54戸) 平成20年度分供用開始106戸 1年目で30.2%(32戸) (平成21年2月末現在) 今後も供用開始に伴う地元説明会の開催や広報等で水洗化を呼びかける。
		16	集中改革プランからの継続	在宅寝たきり老人等介護手当の見直し(介護保険の利用割合の高い人を支給対象から外す)	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→	平成18年度から実施。 平成18年度 240,000円削減 平成19年度 260,000円削減見込	平成20年度から介護保険の利用割合(5割以下・5から8割)と在宅介護日数により支給額を見直し 平成20年度 1,380,000円削減見込(平成17年度比)

	課税世帯2/3→1/2 ※非課税世帯3/4、生保世帯は据置き	17	集中改革プランからの継続	あんしん住宅リフォーム事業の助成額の見直し	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→	平成18年度から実施。 平成18年度110,000円削減 平成19年度 43,000円削減見込	平成20年度から対象世帯の階層区分により10分の10から非該当の6段階に併せて上限の見直しを行った。 平成20年度483,000円削減見込
							周知	実施	実施	実施		
	デイサービス利用者から利用料の外に食事負担金(300円)を自己負担してもらうことにより、委託料を削減する。	18	集中改革プランからの継続	生きがいデイサービス事業の委託料の削減	健康福祉課	○	→	→	→	→	平成17年度から実施。 平成17年度延べ 18 人 (791回) 平成18年度 17 人 (682回) 平成19年度 18 人 (822回)	平成20年度(4月～7月)18人288回 20年8月～全員いきいき介護予防対象者(介護予防事業等事業費配分金による補助事業)に該当のため0人へ
物件費の削減	行政コストの削減を図るため、光熱費や事務用品など「物」に係る物件費についても公用車の一管理、消耗品の単価入札等を実施することによりコスト削減を図る。	19	集中改革プランからの継続	物件費を当初予算ベースで対平成16年度予算で12,000千円削減	全課	○	→	→	→	→	平成16年度対比で 平成17年度実績 8,429,000円削減(基幹系電算システム電算移行費が発生したため) (No.10講演会費・No.21委託料・No.22町長交際費は除く。) 平成18年度実績 13,412,000円削減 (No.10講演会費・No.21委託料・No.22町長交際費は除く。)	平成16年度決算(220,704千円)対比で 平成19年度実績(184,658千円)と36,046千円の削減 (No.10講演会費・No.21委託料・No.22町長交際費は除く。)
		20	集中改革プランからの継続	公用車の課所有から全庁管理による台数削減	総務課	△	○	→	→	→	今年度、町長公用車及び老朽化した軽乗用車の計2台を廃車した。	昨年行ったごみ収集委託業務の契約方法の見直しに伴い、未使用となった塵芥車3台を売却した。また、普通乗用車を新たに購入し、複数人での出張に利用するなど効率的な活用を図っている。 ★平成21年2月末時点公用車数 25台
		21	集中改革プランからの継続	全ての委託契約を見直すことにより、委託料の削減	全課	○	→	→	→	→	平成16年度対比で 平成17年度実績 9,652,000円増加 (基幹系電算システムデータ移行のため) 平成18年度実績 3,489,000円削減 今後も、施設管理に係る委託契約への一部入札の実施等により委託料の削減に努める。	平成16年度決算(114,877千円)対比で 平成19年度実績(124,508千円)と9,631千円増加  平成19年度の委託料は、経常的なものの決算額は、98,457千円と平成18年度決算(103,173千円)対比で4,716千円の削減が図られた。しかし、委託料全体の決算額は平成18年度111,388千円に対し平成19年度124,508千円と13,120千円増加した。これは後期高齢者医療制度導入に伴う電算システム構築委託の臨時的経費が要因である。庁舎管理業務などの委託料については、見積り入札や長期契約により契約額の削減を図っている。
		22	集中改革プランからの継続	町長交際費の削減	総務課	○	→	→	→	→	平成16年度決算(1,195千円)対比で 平成17年度実績 79,000円削減 平成18年度実績 193,000円削減 なお、予算額については、平成18年度から500,000円減額し、平成20年度から更に500,000円減額し、1,000,000円とする予定である。	平成16年度決算(1,195千円)対比で 平成19年度実績 128千円(1,067千円削減) なお、平成20年度からは予算額を1,000千円とし、対平成16年度予算額から半減した。
		23	集中改革プランからの継続	事務消耗品の単価入札を実施することにより事務消耗品費の削減	企画財政課	○	→	→	→	→	ファイルなど比較的大量に購入される事務消耗品について、単価入札を実施している。各課において、その契約単価で購入している。	ファイルなど比較的大量に購入される事務消耗品について、単価入札を実施している。町の機関全体で、その契約単価で購入している。
							実施	未実施	実施	実施		

1. 事務事業の見直し関係 (2)規制緩和の推進 【①事務・事業の再編・整理・廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標							進捗状況					
事務事業	基本的考え方	番号	新継見直し区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
押印廃止の推進	申請書の押印は、可能な限り廃止する。	24	継続	引き続き申請書の押印は、可能な限り廃止する。	全課	○	→	→	→	→	新たに創設される申請書等は、可能な限り押印不要としている。 ◎19年度創設した申請書の押印不要 ・吉富町介護予防実施要綱に基づく申請	新たに創設される申請書等は、可能な限り押印不要としている。 ◎20年度創設した申請書の押印不要 ・吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する規則に基づく申請
							実施	実施	実施	実施		

## 1. 事務事業の見直し関係 (3) 補助金の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況							
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度	
各種補助金・助成金の見直し	補助金等については、事業効果、実績等を検討し整理統合する。また、創設される補助金についてはサンセット方式の導入を検討する。	25	継続	補助金実績報告書の提出の義務化	全課	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	補助金等については、吉富町補助金交付規則に基づき、補助事業者等から交付申請書、実績報告書の提出を受けている。この実績報告書を本年度新たに作成した負担金補助金評価シートにより、必要性、効果等を精査し、補助金等の適正化を図っている。	補助金等については、吉富町補助金交付規則に基づき、補助事業者等から交付申請書、実績報告書の提出を受けている。また、昨年度から実施している負担金補助金評価シートにより、必要性、効果等を精査し、補助金等の適正化を図っている。	
		26	継続	サンセット方式の導入の推進	全課	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	創設される補助金については、サンセット方式の導入に努めている。本年度、創設した補助金はない。	創設される補助金については、サンセット方式の導入に努めている。 平成20年度廃止した補助金 あごら補助金 H19 94,500円⇒H20 0円 (自立支援法に基づく事業所に移行したため終了)	
		27	集中改革プランからの継続	新たに「補助金交付基準」を制定し、全補助金を見直す	企画財政課 全課	△ 検討	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	平成18年9月に「吉富町補助金交付基準」を策定した。更に本年度は負担金補助金評価シートを新たに作成し、全ての負担金補助金等について、補助金交付基準に基づき、その必要性、効果等を検証した。今後も毎年評価シートにより、検証を行い、補助金等の適正化を図る。	平成18年9月に「吉富町補助金交付基準」を策定した。また、本年度も負担金補助金評価シートを作成し、全ての負担金補助金等について、補助金交付基準に基づき、その必要性、効果等を検証した。今後も毎年評価シートにより、検証を行い、補助金等の適正化を図る。
		28	集中改革プランからの継続	行政各種審議会、委員会が毎年1回実施している研修会に対する助成の廃止	全課	△ 検討	○ 実施(完了)	→ -	→ -	→ -	→ -	平成18年度から廃止している	平成18年度から廃止している
		29	集中改革プランからの継続	吉富町明るい選挙推進協議会への町補助金を現行の6万円から4万2千円に減額	総務課	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	平成17年度から補助金を42,000円に削減している。	平成17年度から補助金を42,000円に削減している。
		30	集中改革プランからの継続	吉富町土地開発公社補助金の廃止	企画財政課	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	平成17年度から補助金を全額カットしている。	平成17年度から補助金を全額カットしている。
		31	集中改革プランからの継続	身障福祉会助成金の減額	健康福祉課	△ 検討	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	平成18年度から300,000円の助成金を250,000円に削減した。	平成20年度から250,000円の補助金を220,000円へ削減した。
		32	集中改革プランからの継続	吉富町民生委員児童委員協議会の助成金を67万5千円を60万円に減額	健康福祉課	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	平成17年度から助成金を600,000円に減額している。平成19年度からは、さらに500,000円に減額。	平成19年度からは、助成金を500,000円に減額。
		33	集中改革プランからの継続	町転作助成金の廃止	産業建設課 (産業経済課)	○ 実施	→ 実施(完了)	→ -	→ -	→ -	→ -	平成17年度廃止し、16年度対比800,000円の削減を図った。	平成17年度廃止済。
34	集中改革プランからの継続	土地改良区への助成金を1,900千円から1,500千円に減額	産業建設課 (産業経済課)	△ 検討	○ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	→ 実施	平成18年度から1,500,000円に減額している。	平成18年度から1,500,000円に減額している。		

		35	集中改革プランからの継続	吉富町体育協会助成金の減額	教務課	○ → → → → 実施 実施 実施 実施	事業内容を見直し、平成17年度から2,800,000円(16年度2,900,000円)に減額している。さらに、平成20年度から2,000,000円に減額予定である。	平成20年度から助成金を2,000,000円に減額した。
		36	集中改革プランからの継続	吉富町青少年育成町民会議助成金の減額	教務課	○ → → → → 実施 実施 実施 実施	事業内容を見直し、平成17年度から450,000円(16年度500,000円)に、平成18年度から350,000円に減額している。	平成18年度から助成金を350,000円に減額している。
		37	集中改革プランからの継続	吉富町子ども会育成連絡協議会助成金の減額	教務課	△ ○ → → → 検討 実施 実施 実施	事業内容を見直し、平成18年度から760,000円(平成17年度予算額860,000円)に減額し、平成19年度更なる見直しを行い、平成20年度から560,000円に減額予定である。	平成20年度から助成金を560,000円に減額した。
		38	集中改革プランからの継続	敬老会送迎助成金の減額 対象者 全員→送迎実績	教務課	△ 周知期間 ○ → → → 周知 実施 実施 実施(完了)	平成18年度から実施しているが、平成18年度は敬老会が台風のため中止となり支出はなかった。平成19年度は198名分として19,800円支払った。(平成17年度予算額132,000円)平成20年度からは助成金を廃止する予定である。	助成金を廃止した。
		39	集中改革プランからの継続	京築地域視聴覚教育協議会助成金の削減	教務課	△ ○ → → → 検討 実施 実施 実施	平成17年12月31日協議会を廃止し、平成18年度から福岡県視聴覚協会に加入し、助成金の額が181,000円から18,000円に減少した。	平成21年度から18,000円を16,000円に減額予定である。
		40	新規	資源物集団回収奨励金の減額	住民課	- - △ ○ → - - 検討 実施	平成19年度中に要綱改正を行い、平成20年度以降分の奨励金について減額することとしている。この改正により、平成20年度は、平成19年度対比248,000円の減額予定である。	平成19年度の要綱改正による奨励金の単価の見直しにより、奨励金が平成19年度実績420,480円から184,140円に減少した(H21年2月末現在)。
		41	新規	人権・同和教育推進協議会負担金の減額	教務課	- - ○ → → - - 実施 実施	平成19年7月から人権教育推進協議会と改名し、負担金を1,380,000円から217,000円に減額した。	平成21年度は217,000円を100,000円に減額予定である。
		42	新規	・京築教育委員研修会負担金の減額 ・築上郡社会教育振興会負担金の減額 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金の減額 ・築上郡PTA協議会負担金の減額	教務課	- - ○ → → - - 実施 実施	・京築教育委員研修負担金は、平成19年度から廃止。 ・築上郡社会教育振興会負担金883,595円を827,812円に減額。 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金99,337円を81,000円に減額。 ・築上郡PTA協議会負担金は廃止。	・築上郡社会教育振興会は平成20年5月20日解散した。 ・築上郡地方教育委員会連絡協議会負担金を81,000円から66,939円に減額した。

2. 組織・機構関係 (1)時代に即応した総合的、機能的な組織【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
総合調整会議の開催	各課横断的な事業については、各課からの依頼に応じて随時開催する。	43	継続	行政運営の総合性、機動性を発揮する。	企画財政課 関係課	○	→	→	→	→	◎平成19年度開催回数(11回)※2月末現在 ・土地利用計画に関する協議(1回) ・JR吉富駅前再開発に関する協議(3回) ・魅力ある吉富町の創造に関する協議(1回) ・未利用町有地の活用に関する協議(1回) ・職員からの町活性化のためのアイデア募集の調整について(1回) ・GISの活用に関する協議(2回) ・吉富町の特産品に関する協議(1回) ・事務分掌に関する協議(1回) ・一般競争入札の導入に関する協議(2回)	◎平成20年度開催回数(8回)※2月末現在 ・GISの活用に関する協議(1回) ・吉富漁港「松の植樹」に関する協議(2回) ・構造改革に関する協議(1回) ・定額給付金事業に関する協議(3回) ・延滞金徴収条例について(1回) ・緊急雇用対策について(1回)

土地利用計画の検討	都市計画、農業振興地域整備計画の見直しに向けた総合的な土地利用計画を策定する。	44	継続	平成22年度を目標に都市計画、農業振興地域整備計画を見直す。	企画財政課 産業建設課 関係課 (産業経済課 建設課)	△	△	事業着手 一部事業着手	→	→	都市計画の見直しにむけ、都市計画マスタープラン策定業務に着手し、今年度 3回の都市計画審議会、4回のまちづくり協議会を開催した。また、農業振興地域整備計画については、現在、ほ場整備事業を推進している。事業終了後に農業振興地域整備計画の変更に着手したい。	都市計画の見直しに向け、平成20年度は2回(2回目は3月25日開催予定)の都市計画審議会を開催し、都市計画マスタープランの策定を完了する予定にしている。農業振興地域整備計画については、現在、ほ場整備事業を推進している。事業終了後に農業振興地域整備計画の変更に着手したい。また、今後具体的な都市計画用途地域・農業振興地域の見直し等に向けて町全体の土地利用計画が必要となる。
各種審議会への女性委員の登用	男女共同参画社会の形成に向けて審議会への女性委員の積極的登用を引き続き行う。	45	継続	執行機関も含めた各種審議会への女性委員の登用を積極的に行う。	住民課 (総務課)	11% (37人)	12% (40人)	12% (42人)	13% (45人)	14% (49人)	今年度は、財政検討委員会に2名の女性を登用したのをはじめ、改選時期を迎えた審議会委員に女性を積極的に登用するよう取り組んだ。今後も引き続き、女性委員の登用を全庁で意欲的に行う。 平成20年2月現在女性委員登用率 全体 14.9%(49人/328人) 内訳 執行機関 9.4%(3人/32人) 附属機関 15.5%(46人/296人)	今年度は、財政検討委員会、情報公開審査会及び個人情報保護審査会に合計3名の女性を登用した。今後も改選時を迎えた審議会委員に女性の登用を意欲的に行う。 平成21年2月末現在女性登用率 全体 15.5%(51人/329人) 内訳 執行機関 9.4%(3人/32人) 附属機関 16.2%(48人/297人)
機構改革	地方分権型社会の本格的到来により、より効率的・機能的な組織づくりを行う。	46	新規	課の統廃合を含めた機構改革を行う。	総務課	—	—	△	○	→	機構改革について検討を行い、産業経済課と建設課を平成20年4月1日に統合することとし、平成20年3月町議会に吉富町課制条例の改正を上げ、可決され、3月11日条例公布した。 また同様に、平成20年4月1日から総合的な教育・保育の提供及び効率的な行政運営を行うため吉富幼稚園と吉富保育園の一体化を実施することとした。	平成20年4月1日、産業経済課と建設課を統合し、「産業建設課」を、吉富幼稚園と吉富保育園を一体化し、「吉富こどもの森」を設置した。

## 3. 定員及び給与関係 (1)定員管理の適正化【③定員管理の適正化】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
定員適正化計画の推進	多様化する住民ニーズに応じて増大する業務を的確に果たすため、安易に職員増を行うことなく、スクラップアンドビルドを基本とし、機構改革及び配置転換等により効率的な業務執行体制の確立を図る。	47	継続	定員適正化計画を推進し、平成21年度までに職員定数を現行の81名から79名に減らす。	総務課	81	81	81	81	79	平成19年度中の退職者は定年退職及び勲奨退職等合わせて6名予定されており、職員定数81名に対し、9名の欠員となる。加えて介護保険広域連合に2名の職員を派遣しているため、実質11名の欠員となるが、平成22年4月1日の職員定数を79名と定めているこの計画及び厳しい財政状況を勘案し、さらには、平成23年4月1日の目標職員数を74名とし、定員の適正化を図る。実施にあたっては、住民サービスが低下しないよう課の統廃合を含めた機構改革・業務執行体制の確立を図っていく。	財政健全化計画で、平成23年4月1日の目標職員数を74名とし、定員の適正化を図っている。実行にあたっては、住民サービスが低下しないよう課の統廃合を含めた機構改革を行いながら適正な定員管理に努める。
						76	78	72	71			
定員管理の状況、数値目標の公表	定員適正化計画の目標数値や定員管理の状況を公表する。	48	継続	定員管理の状況、数値目標を年1回「広報よしとみ」及び町ホームページで公表する。	総務課	○	→	→	→	→	平成20年3月21日にホームページで公表した。また、同内容を広報よしとみ5月号で公表予定である。	平成21年3月にホームページで公表予定。また、同内容を広報よしとみ5月号で公表予定である。
						実施	実施	実施	実施			

## 3. 定員及び給与関係 (2)給与の適正化【④手当の総点検をはじめとする給与の適正化】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
職員の給与状況の公表	職員の給与については、住民の関心が非常に高まっている。職員の給与の適切な運用及び公表を行う等住民の納得と支持が得られるよう務める。	49	継続	職員給与の状況を年1回「広報よしとみ」及び町ホームページで公表する。	総務課	○	→	→	→	→	平成20年3月にホームページで公表を予定している。また、同内容を広報よしとみ5月号でも公表する。	平成21年3月にホームページで公表予定。また、同内容を広報よしとみ5月号で公表予定である。
						実施	実施	実施	実施			

## 4. 職員の育成・確保 (1)人材育成の推進【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
職員研修の計画的実施	職員の意識改革、自己啓発及びスキルアップを図るため、全職員を計画的に研修に派遣する。	50	継続	福岡県職員研修所の研修への計画的(3年間で全職員)派遣。	総務課	20%	40%	37%	34%	29%	平成19年度は、職員78人のうち、23人(29%)が研修に参加した。	平成20年度は、職員72人のうち、23人(31.9%)が研修に参加した。
						職員数	職員数	職員数	職員数	職員数		
自己啓発シートの活用	自分自身を知り、自己啓発の必要性を把握するため、引き続き自己啓発チェックシートの活用を推進する。	51	継続	職員の自己啓発を推進する。	総務課	○	→	→	→	→	庁内LANの定型文書に登録しているチェックシートにより、自主的な自己啓発の呼びかけを行った。	昨年度から引き続き庁内LANの定型文書にチェックシートを登録し、いつでも自主的な自己啓発ができるようにした。
						実施	実施	実施	実施			

## 4. 職員の育成・確保 (2) 多様な人材の確保 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況							
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度	
多様な人材の確保	専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。	52	継続	専門分野の職種の職員を含めて、多様な人材の確保に努める。	総務課	○	→	→	→	→	平成19年度は、年度末までの退職予定者が6名いるが厳しい財政状況及び定員適正化計画を助案し、職員採用試験は実施しなかった。	平成20年度は、年度末退職予定者が4名おり、職員定数81名に対し、介護保険広域連合派遣職員2名を入れると実質68名の職員となることにより、9月に職員採用試験を実施し、平成21年4月1日、2名の職員を採用予定である。	
						欠員が生じた場合に必要に応じて採用する。							
						実施	未実施	未実施	実施				

## 5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (1) 窓口における対応の改善と行政サービスの総合化 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
応接マニュアルの配布	住民への適切な対応を徹底する。	53	継続	既存の応接マニュアルを必要に応じて改訂、配付し、住民への適切な対応に努める。	総務課	○	→	→	→	→	庁内LANの定型文書に登録しているチェックシートにより、自主的な自己啓発の呼びかけを行った。	庁内LANの定型文書に登録している応接マニュアルにより、住民への適切な対応を徹底した。
						実施	実施	実施	実施			
総合的サービス提供体制の推進	住民サービスの向上及び住民の立場に立ったサービスの推進を図る。	54	継続	窓口業務については、関係課連絡のもと、職員が他課の窓口に出向き対応するなど、住民の立場に立ったサービスを引き続き推進する。	総務課	○	→	→	→	→	関係課連携のもと、職員が他課の窓口に出向き(2階に配置している課の職員も含め)、対応するなど住民の立場に立ったサービスを行っている。また、来客への職員からの声かけを推進した。	関係課連携のもと、職員が他課の窓口に出向き(2階に配置している課の職員も含め)対応するなど住民の立場に立ったサービスを行っている。また、来客への職員からの声かけを推進した。
						実施	実施	実施	実施			

## 5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (2) インターネットの活用 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
ホームページの内容の充実	インターネットを積極的に活用し、行政サービスの向上及び常に新鮮な情報の提供に努める。	55	継続	ホームページの内容の充実	企画財政課	○	→	→	→	→	管理システムを導入しており、各課において最新情報の入力と管理が可能な状態になっている。これにより新鮮な情報の掲載と内容の充実に努める。	平成18年度から管理システムを導入しており、各課において最新情報の入力と管理が可能な状態になっている。これにより新鮮な情報の掲載と内容の充実に努める。
						実施	実施	実施	実施			
						—	—	○	→	→	平成20年1月町ホームページへ掲載した。	平成20年1月以降、議会開催月の翌々月に最新版へ更新し、掲載中である。
						—	—	実施(完了)	—			
						—	—	△	○	→	図書室で使用している蔵書検索システムを活用し、ホームページでの図書検索サイト構築のため、情報収集及び現状把握及び費用対効果も含め検討を行った。今後も引き続き実施に向け調査、研究する。	図書室で使用している蔵書検索システムを活用し、ホームページでの図書検索サイト構築のため、情報収集及び現状把握及び費用対効果も含め検討を行った。平成21年度実施予定である。
						—	—	検討	検討			



## 5. 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上関係 (3) 情報システムやネットワークの活用 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標											進捗状況	
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	情報セキュリティの確保に十分留意しながら、電子自治体の確立を図り、行政サービスの向上に努める。	58	新規	電子システム開発及びネットワーク共同利用の促進	企画財政課	—	—	○	→	→	福岡県北東部地域の13市町で構成される北九州地区電子自治体推進協議会(KRIPP)に加入しており、構成団体で連携し情報化による行政サービスの向上と効率的なシステムの確立を目指した電子自治体の推進を図っている。 現在、この協議会で勉強会を開催し、電子申請システム等の開発及び共同利用の導入について検討している。	福岡県北東部地域の13市町で構成される北九州地区電子自治体推進協議会(KRIPP)に加入しており、構成団体で連携し情報化による行政サービスの向上と効率的なシステムの確立を目指した電子自治体の推進を図っている。 今後も協議会で勉強会を開催し、電子システム及びネットワークの共同利用について検討する。
文書管理システム・電子決裁の導入	現在、紙による管理で散在している文書情報を統一し、電子データとして保存、管理を行う。また、決裁においても庁内LANを活用し、電子決裁システムを導入する。	59	継続	文書管理システムの導入及び電子決裁の導入	総務課	○	→	△	○	→	国・県における文書交換体制は今年度も進捗しなかったため、電子文書の送受信には至らなかった。公文書はほぼ紙にて送付されているため、文書管理・電子決裁各システムの導入費用等を考慮すると、費用対効果を得るのは現時点では困難であると考えられるが、将来的に電子文書の収受が本格的に開始されてからは、紙資源の節約・事務の軽減・公文書管理の徹底という観点から充分効果的であると考えられるため、引き続き国・県の動向を注視しながら検討を進めたい。	平成20年度においても、公文書がほぼ紙にて送付されている現状は変わらず、約1,500万円かかると予想される文書管理・電子決裁システムの初期導入経費を考えると、現状では費用対効果を得られるとは考えにくい。将来的に電子文書の収受が本格的に開始されてからは、紙資源の節約・事務の軽減・公文書管理の徹底という観点から充分効果的であると考えられるため、引き続き国・県の動向を注視しながら検討を重ねる。
総合データバンク事業の推進	情報セキュリティに十分配慮しつつ、総合的な行政サービスの向上を展開する。	60	継続	総合データバンク事業の推進により、保健・福祉・医療の連携を強化し、総合的なサービスを展開する。	健康福祉課	○	→	→	→	→	システム管理している健診データにより、今年度は過去3年間未受診者に対するの勧奨訪問と、健診事後の要指導者に対して訪問指導(対象:350人)を実施し、肝臓機能の要注意者に対するの肝臓エコー検査を実施した。 また、健康教育として「スリムアップ教室」「糖尿病予防講演会」「健康増進教室」等を実施した。	システム管理している健診データを活用し、今年度は、健診事後の指導者に過去のデータを経年表にして指導を実施した。また、健康教育として生活習慣改善教室《糖尿病予防コース》《脂質異常予防コース》《高血圧予防コース》を実施した。

## 6. 公正の確保と透明性の向上関係 (1) 行政手続の適正化 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標											進捗状況	
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
行政手続条例の適正な運用の推進	行政手続条例の規定により定められた標準処理期間、審査基準等を遵守し、迅速・公平・透明な行政運営に努める。	61	継続	行政手続条例の適正な運用の推進を行い、新たにつくられる申請・処分には、遅滞なく基準等を設定し、公表する。	全課	○	→	→	→	→	創設される申請・処分については、基準等を設定・公表に努めている。 ◎平成19年度新たに設定した基準 ・吉富町介護予防事業実施要綱に基づく基準 ・吉富町障害児保育事業実施要綱に基づく基準 ・吉富町乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱に基づく基準 ・吉富町ポイ捨て等防止条例に基づく基準	創設される申請・処分については、基準等を設定・公表に努めている。 ◎平成20年度新たに設定した基準 ・吉富町漁港管理条例に基づく基準(2件) ・吉富町財務規則に基づく基準(1件) ・吉富町法定外公共物管理条例に基づく基準(1件)
情報公開の推進	個人情報保護条例を遵守し個人のプライバシーの保護に十分配慮しながら、情報公開の推進を行い、開かれた町づくり・透明な行政の推進する。また、電子データによる文書交換、電子決裁システム、文書管理システムの導入に伴い、情報公開制度の効率的な運用を図るため、適正な文書管理を行う。	62	継続	国の情報公開法等を参考に必要に応じ吉富町情報公開条例の改正を行う。	総務課	○	→	→	→	→	条例の改正は行わなかったが、5月に「町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱」を定め、交際費の支出基準を明確にするとともに、支出状況を毎月公表している。公表の方法は、町のホームページに毎月掲載するほか、総務課において随時閲覧を受け付けている。	条例改正の必要が生じなかった。
						○	→	→	→	→	条例改正の必要が生じなかった。	
情報公開の推進	個人情報保護条例を遵守し個人のプライバシーの保護に十分配慮しながら、情報公開の推進を行い、開かれた町づくり・透明な行政の推進する。また、電子データによる文書交換、電子決裁システム、文書管理システムの導入に伴い、情報公開制度の効率的な運用を図るため、適正な文書管理を行う。	63	継続	国の個人情報保護法等を参考に必要に応じ吉富町個人情報保護の条例改正を行う。	総務課	○	→	→	→	→	条例改正の必要が生じなかった。	
						○	→	→	→	→		

			継続			△ ○ →	番号59の文書管理システムの項目でも述べたように、電子文書交換の国・県レベルでの運用が遅れており、電子決裁システム導入については流動的な部分があるので、今度の動向を勘案しながら、制定時期を逸することのないよう内容について検討を続ける。また、現状としては、吉富町文書整理保存規程に基づき、公文書の適切な管理に努めているところである。	整理番号No.59の項目でも述べたとおり、電子決裁システムの導入については流動的な部分が大いいため、これに伴う規程の制定については今後の動向を注視するほかない。一方、県と市町村とが共同で公文書を保管する施設(「福岡県共同公文書館」)の建設計画が平成20年4月に策定され、平成24年秋の開館に向け進んでいる。この共同公文書館では、各自治体で保存期間が満了する廃棄予定文書の中から歴史的資料として重要な価値を有するものを選別して保管する予定だが、この選別作業を円滑に行うため、各自治体では必要に応じて文書管理規程の整備や文書目録の作成を行うこととなる。本町では現在も「吉富町文書整理保存規程」に基づき公文書の適切な管理に努めているところではあるが、今後内容を精査し、時期を逸しないよう、必要に応じて改正等を行う予定である。
	64	文書の收受、回付、決裁、管理までの取扱いを明確にするため、文書管理規程を制定する。	総務課			検討 未実施 未実施 未実施		

7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係 (1)経費全般についての節減合理化と予算の厳正な執行【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17~21年度の5年間における目標						進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17 18 19 20 21	平成19年度	平成20年度
経費全般について節減合理化と予算の厳正な執行	町が実施する全ての事務事業について点検を行い、事業の必要性や効果を検証し、その結果を毎年の予算に反映させる。	65	集中改革プランからの継続	事務事業評価システムを導入する。	全課	△ システム確立 ○ → → → → 検討 検討 実施 実施	本年度、事務事業評価シート、負担金補助金評価シートを作成し、全ての事務事業、負担金補助金について、必要性、効果等を検証した。この結果を平成20年度予算に反映させる。	昨年度に引き続き、事務事業評価シート、負担金補助金評価シートを作成し、全ての事務事業、負担金補助金について、必要性、効果等を検証した。この結果を平成21年度予算に反映させる。
		66	集中改革プランからの継続	OA機器を含め消灯、電源OFFを推進し光熱費を削減	全課	○ → → → → 実施 実施 実施 実施	平成19年6月に、全庁的に電気料金プランの見直しを検討し、試算上削減効果が高いと見込まれた役場庁舎・クリーンセンター・フォーユー会館について料金の見直しを行った。また、役場庁舎の昼休みの電灯を原則半分消灯し、2階廊下の電灯は原則消灯するなど光熱費の削減に努めた。	前年度の電気料金プラン見直しにより、電気料金の平均月額額は前年度対比役場庁舎で約25千円、フォーユー会館で約21千円の減額となった。また、役場庁舎については電気の使用量そのものについても年々減少しており、全庁的な節電の効果が表れている。なお、クリーンセンターの電気料については前年度に比べ増えているが、これは下水道接続戸数の増加に伴うもので、前年度と単純に比較することができない。
		67	集中改革プランからの継続	IP電話導入により庁舎電話代の削減	総務課	△ △ ○ ○ → 検討 検討 検討 検討	IP電話については発展途上の技術であり、全国的にみても障害が多発している。行政としては安定した通話の確保が最優先であるため、情報収集を行い現状把握を行っている段階である。一方、本年度は既存の電話回線における料金プランの見直しを行い、県内通話についてはIP電話と同等の単価になった。IP電話導入により更に月額約7,000円が削減できると試算されるが、約15万円と予想されるIP電話回線増設工事との費用対効果を充分考慮し、またIP電話の技術向上の動向を注視しながら、引き続き検討を重ねる。	行政においては常に安定した通話の確保が最優先であり、発展途上のIP電話技術については依然不安な面がある。一方、昨年度実施した料金プランの見直しにより、現在(固定電話)でも県内通話についてはIP電話並みの価格となり、電話料金の平均月額額は、前年度比約13千円の減額となった(平成21年2月末時点、庁舎分のみ)。このように、固定電話においても随時プランを見直すなどして経費節減を図るとともに、IP電話については技術発展の動向を注視しながら費用対効果を充分考慮し、引き続き検討を重ねる。

	普通会計の決算の状況を、企業でなじみのあるバランスシートの形式で作成し、一般に分かりやすく公表する。	68	継続	普通会計のバランスシートを作成し、年1回公表する。	企画財政課	○ → → → → 実施 実施 実施 実施	平成18年3月31日現在のバランスシートは、平成19年6月号の広報よしみで公表した。今後も同様に公表する。	平成19年3月31日現在のバランスシートは、平成20年6月号の広報よしみで公表した。今後も同様に公表する。
町民にわかりやすい財政状況の公表	法で定められた財政事情の公表とは別に、独自の様式で吉富町の財政状況をわかりやすく公表する。	69	新規	決算統計等をもとにして年2回、わかりやすい財政状況の公表に努める。	企画財政課	- - ○ → → - - 実施 実施	本年度は、吉富町財政健全化計画を策定し、本町の財政の現状と今後の健全化のための施策を公表した。	広報にて毎年5月と11月に財政事情の公表を掲載しているが、平成20年11月から、用語解説を掲載することにより、わかりやすい財政情報の公表に努めている。
人件費の削減	現在、常勤の特別職職員の給料は5%カット中であり今後も引き続き実施する。また、職員についても平成17年人事院勧告を踏まえ、平成18年度以降の職員給与体系の抜本的見直しを行い人件費の削減を行う。非常勤の特別職の委員についても同様に見直しを行う。また、公共施設については、住民サービスの向上を図るとともに、人件費等の削減を行うため、町の全ての施設について、民間委託を検討する。	70	集中改革プランからの継続	常勤の特別職職員給与の削減	総務課	○ → → → → 実施 実施 実施 実施	平成19年5月からは町長の給与を20%カットし、6月からは給料月額そのものを町長については20%、副町長については15%、教育長については5%減額することとし、給与条例の改正を行った。	平成19年度給与条例の改正を行い、給料月額の減額を行った。
		71	集中改革プランからの継続	職員給与の削減	総務課	○ → → → → 実施 構造改革実施 実施 実施	平成19年度は、中途退職者が1名、年度末退職者が5名の計6名の退職が予定されているが、職員採用は行わず、総人件費の削減に努めた。	平成19年度中途退職者が6名いたが、平成20年度は職員採用は行わず、総人件費削減に努めた。職員定数81人に対し70人在職(派遣は除く。)
		72	集中改革プランからの継続	附属機関の委員等の報酬等の見直し	全課	○ → → → → 実施 実施 実施 実施	平成17年度から1回当たりの報酬額を5,000円から3,000円に見直した。併せて平成20年度から非常勤の特別職の報酬の改定を行うため、平成20年3月町議会に条例改正を上程し、可決され、3月11日公布した。この改定により、平成19年度対比1,291,000円の削減を見込んでいる。	昨年度末非常勤の特別職の報酬改定を行い、平成20年4月1日から実施した。
		73	集中改革プランからの継続	職員出張旅費の見直し	総務課	△ ○ → → → 実施 実施 実施 実施	本年度は、京築管内市町等へ出張の際の日当廃止及び京築管外市町村へ出張の際の日当支給額の見直し等を盛り込んだ条例改正を平成20年3月議会へ上程し、可決され3月11日公布した。これにより、平成18年度実績対比で80万円の削減が見込まれる。	条例の改正により、平成20年度から日当支給額及び支給地域等が変更となった。これにより、平成20年度年間およそ764千円の削減が図られる見込みである。
74	集中改革プランからの継続	公共施設の管理を民間委託を含め再検討する。	全課	○ → → → → 条例改正 実施 実施 実施	各課で所管の施設について検討を行っている。多くの公共施設を抱える教育委員会でも検討を行っているが、各施設単独では営利的に困難であると思われ、全施設一括での管理委託は可能であると考えられる。しかし、現在行っているスポーツ・文化の振興としての減免措置ができなくなること、公用での会議室利用の制限など課題が多くあるので、今後さらに調査・研究していく。なお、研修センターについては、利用率が低く、費用対効果の観点から売却も視野にいれながら検討していく。 また、建設課関係で平成20年度から天仲寺公園の管理、黒川・小更水路清掃について見直しを行い、公園管理は年間委託契約から必要に応じ、その都度の契約に、水路清掃については受益者負担の考えから、町管理(賃金)から各地区、関係農業者主体の管理へ切り替えることとした。	各課で所管の施設について検討を行っている。今年度、天仲寺公園の管理業務委託について、競争原理による委託料の縮減及び管理の質向上を目指し、年間を2期(前・後)に分割し入札を実施した。(平成19年度(年額)1,080,000円対し、平成20度(前期)404,250円(後期)178,500円となり、497,250円の削減予定)		

7. 経費の節減合理化等財政の健全化関係 (2) 税収納率の向上等自主財源の確保 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
税収納率の向上	11月を「納税促進強化月間」とし納期内納付・早期完納を奨励する。また、悪質滞納者に対しては、差し押さえ等による滞納処分を行い、更なる収納率の向上を目指す。また、住宅料については月1回の夜間徴収、年3回の催告書の発送及び住宅入居時の連帯保証人への納付催告を行い、収納率の向上を目指す。	75	継続	納税促進強化月間の設定	税務課	○	→	→	→	→	常時の徴収対応により、滞納分の徴収率の向上を目指す中、昨年同様に10月から事前準備、11月に収納促進月間として収納及び徴収を重点的に実施した。特に今年度は全庁的に取り組むため関係各課の職員が徴収業務のノウハウを得るため職員研修会を4回行った。また、文書催告は10月中旬に行い、電話催告や臨戸徴収、夜間徴収は従来通り実施した。特に悪質滞納者や長期滞納者については、個別面談(11月12日から11月22日)を行い、財産調査、預貯金調査、給与調査等の事前調査も行いながら担税能力の有無を検討した上で、分納誓約書にて毎月の納税額を決定し滞納の解消を図った。 ・夜間徴収15件/82件350,900円 ・個別出頭面談(11月12日から11月22日)28名/49名内分納誓約者24名 分納月額総計324,000円 ・収納件数10月22日から31日 144件 11月 270件 合計414件 ・収納金額10月22日から31日 2,512,600円 11月 5,045,650円 総計 7,558,250円	常時の徴収対応により、滞納分の徴収率の向上を目指す中、昨年同様に10月から事前準備、11月に収納促進月間として収納及び徴収を重点的に実施した。今年度も昨年度同様に全庁的(税務課、健康福祉課、上下水道課、及び教務課、但し、産業建設課については、滞納案件なし)に取り組むため関係各課の職員が徴収業務のノウハウを得るため事前に職員研修会を行った。また、文書催告は10月中旬に行い、電話催告や臨戸徴収は、従来通り実施した。特に悪質滞納者や長期滞納者については、個別面談(11月14日から11月22日)を行い、財産調査、預貯金調査、給与調査等の事前調査も行いながら担税能力の有無を検討した上で、分納誓約書にて毎月の納税額を決定し滞納の解消を図った。 ・原則、夜間徴収は廃止の方針ではありますが、必要に応じ適時実施しております。 ・個別出頭面談(11月14日から11月22日)20名/29名内分納誓約者10名 分納月額総計146,000円 ・収納件数10月20日から31日 131件 11月 220件 合計351件 ・収納金額10月20日から31日 2,441,300円 11月 4,305,144円 総計 6,746,444円
		76	集中改革プランからの継続	住宅料・保育料の長期滞納者への徴収強化	健康福祉課	○	→	→	→	→	催告書の送付、長期高額滞納者には内容証明書を滞納者・連帯保証人に送付し徴収の強化を図った。 ・住宅料 17年度滞納分収納額 2,031,500円 18年度滞納分収納額 2,021,000円 19年度滞納分収納額(2月末現在) 6,093,200円 ・保育料 17年度滞納分収納額 410,500円 18年度滞納分収納額 245,860円 19年度滞納分収納額(2月末現在) 764,000円	住宅料は長期滞納者のうち悪質滞納者について、訴えの提起や支払督促の法的措置を実施した。(2月末現在4件) ・住宅料 19年度滞納分収納額 6,512,600円 20年度滞納分収納額(2月末現在)2,479,300円 ・保育料 平成19年度滞納収納分 806,000円 平成20年度滞納収納分(2月末現在)340,900円
自主財源の確保	町の財政収入確保のため、有料広告を募集する。	77	集中改革プランからの継続	町ホームページに広告掲載	企画財政課	△ 基準設定募集	○	→	→	→	1枠5,000円/月で町ホームページ上で募集し、現在1件広告を掲載している(2月末現在)。平成20年1月から広告掲載の位置をトップページの最上部に移した。ホームページのある町内業者等に改めて募集を行っている。	1枠5,000円/月で募集している。昨年7月から公告枠(4枠)の全てが埋まっている。この広告料でホームページの保守管理料が賅っている。
		78	集中改革プランからの継続	町広報誌に広告掲載	教務課	△ 基準設定募集	○	→	→	→	町広報誌、ホームページに広告募集を掲載し、併せて町商工会に文書で依頼したが、平成20年1月末現在応募はない。	延べ13件、95,000円分の広告掲載申込みがあった。
受益者負担の適正化	受益者負担の原則に立ち、現在使用料免除や無料となっている行政サービスについても、電気代等の実費相当額等、適正な使用料等の徴収をする。	79	集中改革プランからの継続	道路、河川占用料の見直し	産業建設課(建設課)	△	△	○	→	→	道路、河川占用料の見直しについては、ともに平成19年度から実施している。また、漁港占用料についても、公共工事による利用の場合も占用料を徴収することとしたことにより、平成19年度に5件301,000円、平成20年度4件188,000円(予定)の収入があった。	道路、河川占用料の見直しについては、ともに平成19年度に実施済み。今後も国、県の動向にも留意し適正な見直しを行う。また、漁港占用料については、公共工事による利用の場合も占用料を徴収することとしたことにより、平成19年度に5件301,000円、平成20年度4件188,000円(予定)の収入があった。

		80	集中改革プランからの継続 吉富フォーユー会館使用料の見直し	教務課	△ 検討	△ 検討	○ 実施	→ 実施	→	新減免基準の定め、文化協会等任意団体についても使用料を徴収することとした。	新減免基準を定め、平成19年度から文化協会等任意団体についても使用料を徴収することとした。	
		81	集中改革プランからの継続 吉富町体育館・武道館使用料の見直し	教務課	△ 検討	△ 検討	○ 実施	→ 実施	→	新減免基準の定め、町内者についても使用料を徴収することとした。	新減免基準を定め、平成19年度から町内者についても使用料を徴収することとした。	
		82	集中改革プランからの継続 よしとみ憩いのやかたの有料化	教務課	△ 検討	△ 検討	○ 実施	→ 実施	→	従来は冷暖房料のみ徴収していたが、平成18年12月条例改正し、使用料を徴収することとした。	従来は冷暖房料のみ徴収していたが、平成18年12月条例改正し、平成19年度から使用料を徴収することとした。	
		83	集中改革プランからの継続 住民健診の一部負担金の導入	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→	→	自己負担金を徴収するようになって、2年目となり負担することに理解を得たと思う。 20年度からの基本健診については、制度改革により75歳以上は後期高齢者医療制度、医療保険加入者は各保険者によって健診が行われることになる。本町の国保、福岡県後期高齢者医療広域連合において行う特定健診は、非課税世帯を含め500円を徴収する予定にしていることから、基本健診についても、同額を徴収する予定である。がん検診については、非課税世帯については、引き続き免除し、対象年齢を現在の70歳以上から75歳以上にする。	特定健診 500円 基本健診(国保途中加入) 500円 基本健診(生保) 無料 後期高齢者健診 500円 各種がん検診については、非課税世帯・75歳以上は無料
		84	集中改革プランからの継続 住民健診において、要精密とされた方の病院で行う精密検査料の助成の廃止	健康福祉課	△ 周知期間	○	→	→	→	→	平成18年度から実施している。	平成18年度から実施している。
		85	集中改革プランからの継続 セカンドライフセミナー事業の利用者負担の徴収	健康福祉課	○	→	→	→	→	→	平成19年度は、前年度の経費を参考に2,300円の負担であったが、平成20年度からは3,000円とする。	平成20年度から参加負担金として3,000円徴収。
定住化の促進	生活環境の整備(公共下水道事業計画の確実な実施)や企業立地を促進し雇用を確保することにより定住化の促進を図る。また、未利用町有の売却も併せて行う。	86	集中改革プランからの継続 定住化促進助成制度の創設	企画財政課	△ 条例制定	○	→	→	→	平成18年4月から実施している。自分が住むための住宅を新築、建替え又は購入された方に、家屋に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する。本年度は施行3年目(交付2年目) 平成18年取得分は28人(内、町外からの転入者10人)、平成19年取得分は18人(内、町外からの転入者5人)が交付対象者の指定を受け、奨励金の交付を行う見込み。平成20年取得分は、現在13人(内、町外からの転入者3人)から申請があり交付対象者の指定をしている。対象見込者へのご案内、広報よしとみ1月号に制度概要を掲載など周知に努めている。	平成18年4月から実施している。自分が住むための住宅を新築、建替え又は購入された方に、家屋に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する。本年度は施行3年目(交付2年目) 平成18年取得分は28人(内、町外からの転入者10人)、平成19年取得分は18人(内、町外からの転入者5人)が交付対象者の指定を受け、奨励金の交付を行う見込み。平成20年取得分は、現在13人(内、町外からの転入者3人)から申請があり交付対象者の指定をしている。対象見込者へのご案内、広報よしとみ1月号に制度概要を掲載など周知に努めている。	
		87	集中改革プランからの継続 公共下水道の整備目標面積を各年度10haとする。	上下水道課	○	→	10ha	10ha	10ha	10ha	平成16年度実績 5ha 平成17年度実績 4ha 平成18年度実績 10ha 平成19年度予定 8ha	平成16年度実績 6.77ha 平成17年度実績 2.62ha 平成18年度実績 5.86ha 平成19年度実績 6.85ha 平成20年度予定 10ha

	88	継続	雇用の確保	企画財政課	○ → → → →	実施 実施 実施 実施	本町は、行政面積が狭いため、企業を誘致する土地の確保が難しい状況であるが、吉富町企業立地促進条例に基づく奨励金をPRし、町有地のみならず民有地の適地においても企業立地を奨励し、雇用の促進と町の活性化を目指している。	本町は、行政面積が狭いため、企業を誘致する土地の確保が難しい状況であるが、吉富町企業立地促進条例に基づく奨励金をPRし、町有地のみならず民有地の適地においても企業立地を奨励し、雇用の促進と町の活性化を目指している。
		89	継続	未利用町有地の売却	企画財政課	△ ○ → → →	検討 実施 実施 実施	平成19年度は、工場用地として、皇后石研修センター西側の未利用地の内、約400坪を自動車関連会社に売却した。2月に工場が完成し操業した。 住宅用地として、山王住宅西側跡地を3区画売り出した。現在1区画が売却されている。

8. 会館等公共施設関係 (1) 既存施設の有効活用 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
ふるさとセンターの有効活用	駅舎と一体の立地環境を生かしたふるさとセンターの有効活用を図るため、「広報よしみ」を通じて町内サークル、団体に呼びかけ利用を促進する。	90	継続	ふるさとセンターのより有効的な活用を図る。	産業建設課 (産業経済課)	○	→	→	→	→	毎年度3月号の「広報よしみ」に掲載	・毎年度3月号の「広報よしみ」に掲載 ・利用者増を目指し、H21年度からの駅前整備事業に合わせコミュニティホール入口の改修やイベント開催等について検討を行った。
よしみ憩いのやかたの有効活用	各サークル活動や子ども体験活動の場として継続して有効活用・利用促進に努める。また、異世代交流の場としても有効的な活用をする。	91	継続	・サークル活動の有効活用及び利用促進に努める。 ・異世代交流の場の提供を図る。	教務課	○	→	→	→	→	陶芸サークル4団体、囲碁クラブ、将棋クラブ各1団体が活動中。 陶芸と将棋については、毎月2回、吉富キッズクラブで小学生に指導し、世代間交流も図っている。	陶芸サークル4団体、囲碁クラブ、将棋クラブ各1団体が活動中。 陶芸と将棋については、毎月2回、吉富キッズクラブで小学生に指導し、世代間交流も図っている。
小学校講堂の有効活用	町体育館の夜間利用の飽和状態を解消するため、小学校講堂の有効活用を図る。	92	新規	教育委員会が支援育成する団体等について、講堂を夜間開放し、受益者負担の原則に則り、有料化する。	教務課	-	-	△	○	→	有料化を検討したが、管理上及び施設上の問題があったため、町体育協会所属の少年スポーツ団体のみ開放。町体育館の夜間利用は、利用区分等の見直しに伴い飽和状態が解消されているため、小学校講堂の一般開放及び有料化は当分見送る。	有料化を検討したが、管理上及び施設上の問題があったため、町体育協会所属の少年スポーツ団体のみ開放。町体育館の夜間利用は、利用区分等の見直しに伴い飽和状態が解消されているため、小学校講堂の一般開放及び有料化は当分見送る。

8. 会館等公共施設関係 (2) 公共施設の管理運営の効率化 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
吉富フォー ユー会館の 充実と効率的 な活用	生涯学習の拠点施設として、住民のニーズに対応した学習講座や教室を開設し、また、文化・芸術に親しむ機会の提供の場として、コンサート・講演会等を開催し、更なる有効かつ効率的な活用に努める。	93	継続	・生涯学習講座、1日教室を住民の要望を取り入れ実施する。 ・住民がパソコンやインターネットを活用できる能力取得の支援をする。 ・他課と連携し、コンサート・講演会等自主事業の更なる充実を図る。 ・キッズ事業や各種学習講座等文化・芸術に親しむ場の提供をする。 ・一般の利用者が利用しやすいための工夫を行う。	教務課	○	→	→	→	→	学習講座や1日教室の開設、キッズ事業実施等多様な生涯学習に参加する機会を提供した。また、学習の場としての茶道、謡曲等住民サークルが幅広く活用した。また、ホールにおいて、劇団飛行船による子ども向け公演、研ナオコンサートを開催した。その他敬老会、成人式等の式典、キッズフェスティバル、カラオケ大会等に活用した。 ◎平成18年度利用者数: 43, 509人 ◎平成19年度利用者数: 36, 825人(平成20年2月末) ◎平成19年度利用者数見込: 42, 580人	学習講座や1日教室の開設、キッズ事業実施等多様な生涯学習に参加する機会を提供した。また、学習の場としての茶道、謡曲等住民サークルが幅広く活用した。また、ホールにおいて、落語公演を開催した。その他敬老会、成人式等の式典、キッズフェスティバル、カラオケ大会等に活用した。 ◎平成19年度利用者数: 40, 487人 ◎平成20年度利用者数: 34, 748人(平成21年2月末) ◎平成20年度利用者数見込: 40, 299人
						実施	実施	実施	実施			
吉富あいあい センターの充 実と有効的な 活用	健康と福祉に関する拠点として、住民ニーズに対応した運用を行い、より有効的な活用を図る。	94	継続	各種検診、健康教育等の充実、健康づくり自主組織グループ、子育てグループの活動促進のため、引き続き柔軟な運用を図り、吉富あいあいセンターの充実と有効的な活用を図る。	健康福祉課	○	→	→	→	→	19年度も各種健診、健康教育、健康相談等を実施する健康づくり、子育て支援の事業を実施して健康づくりの拠点としている。 あいあいセンターの事業がないときは、町内の健康づくりの自主グループに活動の場を提供している。 平成19年度利用者5, 919人(2月末) (年間見込み6, 200人)	引き続き健康づくりの拠点として活用している。 平成20年度利用者5, 580人(2月末) (年間見込み6, 000人) なお、子育てグループは、平成20年10月より子育て支援センターを使用している。
						実施	実施	実施	実施			
ボランティア の協力による 漁港清掃活 動の推進	ここ数年定着してきたボランティアの協力による吉富漁港と吉富海岸の清掃活動を引き続き行う。	95	継続	毎年7月の海の日に清掃活動を行う。	住民課 産業建設課 (産業経済 建設課)	○	→	→	→	→	例年同様、住民課、産業経済課、建設課、上下水道課、教務課と調整を図りながら、漁業関係者、遊漁船所有者、町内土木業者など町内ボランティアと7月16日海の日に吉富海岸及び吉富漁港の清掃活動を実施した。	例年同様、住民課、産業建設課、上下水道課、教務課と調整を図りながら、一般ボランティア、議会議員、漁業関係者、遊漁船所有者、町内土木業者など町内ボランティアと7月20日海の日に吉富海岸及び吉富漁港の清掃活動を実施した。また、黒松植樹祭において、植樹終了後に参加ボランティア400人が30分程度であるが漁港清掃を行った。
						実施	実施	実施	実施			

9. 公共工事関係 (1) 公共工事コスト縮減 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
公共工事コス ト縮減	国県の公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を準用し、工事コスト縮減に努める。	96	継続	公共工事コスト縮減の推進	産業建設課 (建設課)	○	→	→	→	→	昨年度同様に、直接的な工事コスト縮減については、計画段階、設計段階での経済的な検討を行い、また社会的なコスト削減については、舗装工事におけるリサイクル材を使用し廃棄物の発生を抑制を図り、工事使用重機に排出ガス対策機械の使用義務を行い環境負荷の低減に努めた。	昨年度同様に、直接的な工事コスト縮減については、計画段階、設計段階での経済的な検討を行い、また社会的なコスト削減については、舗装工事におけるリサイクル材を使用し廃棄物の発生を抑制を図り、工事使用重機に排出ガス対策機械の使用義務を行い環境負荷の低減に努めた。
						実施	実施	実施	実施			
公共工事コス ト縮減	設計基準、構造基準及び指針等の改定が行われた場合は、速やかに反映させ、引き続きコスト削減を図る。	97	継続	可能な限り、下水道工事のコスト縮減を図る。	上下水道課	○	→	→	→	→	常に可能な限りのコスト縮減を意識して設計にあたっている。	常に可能な限りのコスト縮減を意識して設計にあたっている。
						実施	実施	実施	実施			

## 9. 公共工事関係 (2) 公共工事の入札手続の改善 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
公共工事の入札手続の改善	良質な公共工事の確保とより一層の公平性、透明性及び競争性の向上を図る。	98	継続	国において地方自治法の施行令や政省令の改正をし、国交省がマニュアルを作成する方針であり、それを受けて一般競争入札要綱を整備し、試験的に実施する。	産業建設課 (建設課)	○	→	→	→	→	本年度、関係課及び吉富町建設工事指名登録委員会にて検討し「吉富町制限付一般競争入札試行要綱」を策定し来年度から試行実施する。	本年度、4月より30,000千円以上の工事案件について「吉富町制限付一般競争入札」を試行したが、入札業者が集まらない事態となり要綱等再考のため8月に一旦要綱を廃止した。今後、金額要件、最少入札業者数の見直し等を行い総合評価制度の導入と合わせ一般競争入札制度の確立を目指す。
						実施	実施	要綱 制定	実施			

## 10. 広域行政関係 (1) 広域的な行政体制 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
広域的な行政体制の強化	広域的共同処理事業において、費用対効果を常に見据え、一部事務組合の効率的な運営を図る。	99	継続	広域行政の効率的運営	全課	○	→	→	→	→	豊前市外2町清掃施設事務組合については、リサイクルセンターの建設等に伴い負担金が増加しているが、各市町が単独で施設を持つよりはるかに効率的で経費も少なくて済む。また、各一部事務組合についても事業の見直し、より効率的な運営により経費削減を行い、負担金の削減につながるよう、各市町の担当課長で構成する幹事会等で要望している。	一部事務組合のうち、吉富町に事務局のある「吉富町外1町環境衛生事務組合」及び「吉富町外一市中学校組合」については、吉富町と同じ評価シートを用いて事務事業の点検を行った。その結果、平成19年度において多くの経費が見直しされ、町の負担金も平成18年度対比でそれぞれ、5,662千円、5,416千円が削減された。吉富町が事務局を持たない他の一部事務組合についても、削減に向け構成市町村に働きかけているが、前記2組合のような成果は出ていない。
						実施	実施	実施	実施			
	建設工事に伴い発生する土等の建設副産物を豊前土木事務所と管内市町村で連絡調整し、管内工事において再生資源として有効利用する。	100	継続	建設副産物の広域的利用の促進	産業建設課 (建設課)	○	→	→	→	→	昨年同様に、福岡県建設副産物対策連絡協議会内の豊前土木事務所を中心とした築上地区建設副産物対策連絡部会において、管内市町村等の建設発生土量データの集計を行い再生資源として有効利用に努めた。しかし、本町については、建設工事に伴い発生する土等の建設副産物の搬出、搬入はなかった。	昨年同様に、福岡県建設副産物対策連絡協議会内の豊前土木事務所を中心とした築上地区建設副産物対策連絡部会において、管内市町村等の建設発生土量データの集計を行い再生資源として有効利用に努めた。しかし、本町については、建設工事に伴い発生する土等の建設副産物の搬出、搬入はなかった。
						実施	実施	実施	実施			

## 11. 行政改革推進状況の公表 【⑨その他】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標										進捗状況		
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
行政改革推進進捗状況の公表	行政改革を確実に実施するため、その実施状況について、毎年1回定期的に行政改革推進委員会により点検・評価を行うとともに住民に公表する。	101	継続	行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、行政改革推進委員会により点検・評価を行う。	総務課	○	→	→	→	→	毎年年度末に実施し、点検評価を受けている。	毎年年度末に実施し、点検評価を受けている。
						実施	実施	実施	実施			
		102	継続	行政改革の実施状況について、引き続き、毎年1回、「広報よしとみ」及び町ホームページで公表する。	総務課	○	→	→	→	→	平成20年5月号の広報よしとみで公表予定である。	平成21年5月号の広報よしとみで公表予定である。
						実施	実施	実施	実施			



# ●公営企業関係

## 1. 事務事業の見直し関係 (1) 事務事業の整理合理化 【①事務・事業の再編・整理、廃止・統合】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
水道料金の口座振替の推進	水道料金の口座振替の推進により、集金委託料の削減を図る。	1	継続	水道料金の口座振替の推進目標を各年度50戸とする。	上下水道課	○	→	50戸	50戸	50戸	平成19年度 口座振替届出 101戸 平成18年度末現在 961/2747戸 (35.0%) 平成19年度12月末現在 986/2738戸 (36.0%)	平成20年度 口座振替届出 91戸 平成19年度末現在 990/2753戸 (36.0%) 平成20年度2月末現在 1039/2726戸 (38.1%)
						-	-	実施	実施			

## 7. 経費節減合理化等財政の健全化関係 (2) 税収納率の向上等自主財源の確保 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継 見直し 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
配水有収率の向上	町広報等を利用し、漏水情報の提供をよびかけることにより、漏水箇所の早期発見、修復し、有収率の向上を図る。また、簡単な宅内漏水発見方法も併せて掲載する。	2	継続	配水有収率を21年度に90%とする。	上下水道課	○	→	87%	49%	90%	平成17年度実績 86.6% 平成18年度実績 87.5% 平成19年度見込 87.6% なお19年度も住民からの通報で10件の配水管、給水管漏水修繕工事を実施。	平成18年度実績 87.5% 平成19年度実績 86.8% 平成20年度見込 87.0% 20年度は住民からの通報等で14件の配水管、給水管漏水修繕工事を実施。
						△	△	○	→	→		
						-	-	周知	実施			
上水道事業の見直しと合理的経営の推進	企業会計の基本である独立採算に近づくべく、上水道利用者負担を見直し経済性と公共性の調和を図り、水道事業経営に努める。	3	継続	水道料金を見直すことにより、一般会計からの補助金を削減する。	上下水道課	△	△	○	→	→	平成19年12月議会で水道料金の改正条例を可決し、施行日を平成20年4月1日とした。なお、平成20年2月分の広報、吉富町ホームページに掲載し住民に周知を図った。	平成20年4月分から新料金に改定した。 一般会計補助金 平成19年度実績 53,400千円 平成20年度見込 48,089千円
						-	-	周知	実施			
安心・安定的な上水道への加入促進	安心・安定的な上水道への加入促進と水道事業の円滑な実施を図る。	4	継続	上水道への加入促進目標を各年度20戸とする。	上下水道課	○	→	20戸	20戸	20戸	平成17年度 工事実績 29件 平成18年度 工事実績 21件 平成19年度 工事実績 32件(平成20年2月末現在)	平成18年度 工事実績 21件 平成19年度 工事実績 32件 平成20年度 工事実績 37件(平成21年2月末現在)
						29戸	21戸	32戸	37戸			

## 9. 公共工事関係 (1) 公共工事コスト縮減 【⑧経費節減等の財政効果】

目標及び基本的考え方 17～21年度の5年間における目標						進捗状況						
事務事業	基本的考え方	番号	新継 区分	目標	所管	17	18	19	20	21	平成19年度	平成20年度
上水道工事のコスト縮減	現在実施している町道水道管の埋設深の浅層化を確実に実施し、コストの縮減を図る。 埋設深 0.8m～0.6m	5	継続	可能な限り、上水道工事のコスト縮減を図る。	上下水道課	○	→	→	→	→	今年度発注した配水管布設替工事、配水管拡張工事においても、埋設深 0.8～0.6m で実施し、コストの縮減に努めている。	今年度発注した配水管布設替工事、配水管拡張工事においても、埋設深 0.8～0.6m で実施し、コストの縮減に努めている。
						実施	実施	実施	実施			

## ●事務事業の民間委託

		本庁舎の清掃	本庁舎の夜間警備	案内・受付業務	電話交換業務	公用車運転	し尿収集	一般ごみ収集	学校給食		学校用務員事務	水道メータ検針	道路維持補修・清掃等	ホームヘルパー派遣事業	在宅配食サービス	情報処理・庁内情報システム維持	ホームページ作成・運営	給与計算事務
									調理	運搬								
吉富町	16年度末	△	△	◇	◇	◇	-	○	◇	-	-	◇	△	○	○	△	△	◇
	今後3年間	取組目標										★						
		実施年度											20					

備考)16年度末 〇:全部委託 △:一部委託 ◇:外部委託未実施 -:事務事業がない  
 今後5年間 ●:全部委託 ▲:一部委託 ■:廃止 ★:あり方を検討

### (進捗状況報告:平成20年度)

#### ・水道メータ検針の民間委託について

職員が直接検針を行うことにより、漏水等が早期に発見でき、ロスの発生を少なくするとともに、利用者にも速やかな対応・対応ができていた現状を考慮すると、職員の負担はあるが、民間委託を行わず、当面現状維持で業務を行うことの方がメリットが大きいと判断し当分の間民間委託は行わない。